

平成十八年国家公安委員会規則第二十三号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百一十九号）第六条の二第一項第二号、第七条第二項、第七条の二第一項、同条第二項第一号及び第三号並びに第九条第一項第四号並びに警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一項を改正する政令（平成十八年政令第二百七十号）附則第三項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める傷病等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

第二条 令第七条第二項の国家公安委員会規則で定める各障害等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

第三条 令第七条の二第一項の国家公安委員会規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第三に定めるところによる。

第四条 令第七条の二第二項第一号に規定する常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第五条 令第七条の二第二項第三号に規定する随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものは、別表第三随時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第六条 令第九条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態とする。

第七条 令第七条の二第二項第一号に規定する常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第八条 令第七条の二第二項第三号に規定する随時介護を要する程度の障害として国家公安委員会規則で定めるものは、別表第三随時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

第九条 令第九条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、身体若しくは精神に七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る別表第二の規定の適用については、当該給付の事由が脾臓又は一侧の腎臓を失つたものである場合（同表の七級の項第五号に該当する障害があるときを除く。）には、

3 平成十八年四月一日からこの規則の施行の日までに、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を支給された者で改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」という。）及びこの規則の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付は、それぞれ新令及びこの規則の規定による傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付の内払とみなす。

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年七月一日施行規則第一二号）抄

| 級等 | 障害 | 別表第二（第二条関係） | 別表第一（第一条関係） | 第三条 |
|----|----|-------------|---------------|---|
| 級三 | 級二 | 級一 | 級等病傷 障害の状態 | （警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置） |

| 級一 | 級二 | 級三 | 級四 | 級五 | 級六 |
|---|---|--|---|--|--|
| 両眼が失明したもの 咀嚼及び言語の機能を喪したもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢の用を全廃したもの | 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 両上肢を手関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失ったもの 両下肢を足関節以上で失つたもの | 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 咀嚼又は言語の機能を喪したもの 両手の手指の全部を失つたもの 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両耳の聽力を全く失つたもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 両手の手指の全部の用を廃したもの | 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 咀嚼又は言語の機能を喪したもの 両手の手指の全部を失つたもの 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両耳の聽力を全く失つたもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 両手の手指の全部の用を廃したもの | 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一上肢を手関節以上で失つたもの 一上肢を足関節以上で失つたもの 一上肢の用を全廃したもの | 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一上肢を手関節以上で失つたもの 一上肢を足関節以上で失つたもの 一上肢の用を全廃したもの |

| 級七 | 級八 | 級九 |
|--|---|--|
| 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度 になったもの 三一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解すること ができる程度になつたもの 四神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの 七一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの 八一足をリストラン関節以上で失つたもの 九一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 十一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 一一両足の足指の全部の用を廃したもの 一二外貌に著しい醜状を残すもの 一三両側の睾丸を失つたもの 一四上肢に偽関節を残すもの 一五下肢に偽関節を残すもの 一六一足の足指の全部を失つたもの 一七一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの 一八一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 一九一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 二〇一足の足指の全部を失つたもの 二一両眼の視力が〇・六以下になつたもの 二二一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 二三両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 二四両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 二五鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 二六咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 二七両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 二八一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一 メートル以上の距離では普通の話声を解するもの 二九一耳の聴力を全く失つたもの 三十神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限され るもの 三十一胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限され るもの 三十二一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 三十三一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 三十四一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 三十五一手の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 三十六一足の足指の全部の用を廃したもの 三十七外貌に相当程度の醜状を残すもの | 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 脊柱に運動障害を残すもの 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの 一上肢に偽関節の用を廃したもの 一上肢に偽関節を残すもの 一足の足指の全部を失つたもの 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一 メートル以上の距離では普通の話声を解するもの 一耳の聴力を全く失つたもの 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限され るもの 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限され るもの 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一手の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 一足の足指の全部の用を廃したもの 外貌に相当程度の醜状を残すもの | 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一上肢を手関節以上で失つたもの 一上肢を足関節以上で失つたもの 一上肢の用を全廃したもの |

